

亀山市告示第44号

亀山市住宅取得支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月16日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市住宅取得支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市住宅取得支援事業補助金交付要綱（平成31年亀山市告示第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付対象者（<u>第4号及び次項において「補助対象者」という。</u>）は、次の各号に掲げる条件を満たす者（個人に限る。）とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>基準日において補助対象者の世帯に同居の15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいること。</u></p>	<p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第4条 補助金の交付対象者（<u>以下「補助対象者」という。</u>）は、次の各号に掲げる条件を満たす者（個人に限る。）とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>[号を加える。]</p>

(5) [略]

(6) [略]

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を補助対象者としないことができる。

(1) ～ (6) [略]

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額を限度とし、予算の範囲内において市長が定める。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 新築住宅を取得する場合
建築価額（建売住宅にあつては購入価額とし、付随する土地（平成31年4月1日以後に購入した土地に限る。次号において同じ。）の購入価額を含む。）に100分の1を乗じて得た額に相当する額（20万円を超える場合は、20万円）。

(4) [略]

(5) [略]

2 市長は、前項の規定にかかわらず、市町村税又は次の各号のいずれかの市の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としないことができる。

(1) ～ (6) [略]

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 新築住宅を取得する場合
建築価額（建売住宅にあつては購入価額とし、付随する土地（平成31年4月1日以後に購入した土地に限る。次号において同じ。）の購入価額を含む。以下この号において同じ。）に100分の1を乗じて得た額に相当する額（20万円を超える場合は、20万円）。ただし、基準日において補助対象者の世帯に同居の中学生以下の子どもがいる場合は、当該額に建築価額の1,000分の5を乗じて得た額に相当する額（10万円を超える場合は、10万円）を加算

<p>(2) 中古住宅を取得する場合 購入価格（付随する土地の購入価額を含む。）に100分の1を乗じて得た額に相当する額（10万円を超える場合は、10万円）。</p> <p>附 則 (失効) 2 この告示は、<u>令和12年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p><u>する。</u></p> <p>(2) 中古住宅を取得する場合 購入価格（付随する土地の購入価額を含む。<u>以下この号において同じ。</u>）に100分の1を乗じて得た額に相当する額（10万円を超える場合は、10万円）。<u>ただし、基準日において補助対象者の世帯に同居の中学生以下の子どもがいる場合は、当該額に購入価格の1,000分の5を乗じて得た額に相当する額（5万円を超える場合は、5万円）を加算する。</u></p> <p>附 則 (失効) 2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則
この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公表の日から施行する。